



委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 坂口委員、木澤委員

委員長 おはようございます。  
委員の皆さんには大変ごくろうさまです。西谷委員、森河委員には欠席の連絡を受けています。  
ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、坂口委員、木澤委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます  
はじめに、本会議からの付託議案についてであります。  
（1）議案第45号、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する  
条例についてを議題とし、理事者の説明を求めます。西本総務課長

総務課長 それでは、付託議案の（1）議案第45号につきまして、ご説明させていただきます。説明の前に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりがございません。要旨の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきますと存じます。3枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 以上、簡単ではございますが、議案第45号、斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 質疑というわけではないんですけど、総括質疑でも他の議員さんから、この評価の仕方と公表の仕方に、どのような形でされるのか、という事で質問されておりましたけれども、前回の時にも個人情報についてはしっかりと保護をして、数字についての公表であるとおっしゃっておられましたので、その辺の諸注意と、あと、やはり住民の皆さんにご理解いただくという事が主旨であると思いますので、より分かりやすい形で、まだ具体的にどのような形で広報に載せる等は決められてないと思いますけど、今後、分かりやすい形でまとめていただくようお願いしておきたいと思います。

総務課長 公表の様式につきましては、できるだけ分かりやすいような様式で、先進地の例も参考にいたしまして、そのように務めてまいりたいと考えております。また、個人情報につきましては、それには掲載せず、職員の個人情報については守っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2)議案47号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは付託議案の(2)議案第47号についてご説明申し上げます。ご説明の前に議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 この議案につきましても、内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変わりがございません。要旨の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきたいと存じます。4枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

( 要旨朗読 )

総務課長 以上、簡単ではございますが、議案第47号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第47号については、当委員会として原案

どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(3) 議案第48号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。  
藤原企画財政課長。

企画財政課長 議案第48号についてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政課長 それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金で、平成17年度減税補てん特例交付金の交付額の決定によりまして、266万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税におきましても、平成17年度普通交付税の交付額の決定により4,262万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金でございますが、これは、介護保険制度が改正をされましたことから、介護システムの改修費補助として老人福祉費補助金53万8,000円を追加補正を行うものでございます。

8ページをご覧くださいと思います。第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金では、今年2月に実施されました

農林業センサスの集計結果の検討を実施することになり、これに対し委託金が交付されることとなりましたので、統計調査費委託金3万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、平成16年度決算にともないまして1億1,510万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第21款町債、第1項町債、第5目臨時財政対策債では、発行可能額の確定によりまして、710万円の減額、また9ページの第6目減税補てん債におきましても、発行可能額の確定により120万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして10ページをご覧くださいと思います。歳出のご説明をさせていただきます。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、繰越金を原資に後年度の財政負担に備えるため、5,000万円を財政調整基金に積立てるための増額補正をお願いするものでございます。

また、第5項統計調査費、第2目指定統計調査費では、先ほど申し上げました農林業センサスの集計結果検討に要する事務費といたしまして3万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計の補正にともない、繰出金376万3,000円の減額補正をするものでございます。これは、国保特別会計において職員の通勤手当を増額したことにともない、国保職員給与費等繰出金7万2,000円の増額、また、奈良県の福祉医療制度の改正にともないまして、福祉医療波及分に係る県補助金が減額となったことに合わせ、その他繰出金で383万5,000円を減額するものでございます。また、第11目障害福祉費では、平成16年度において受入れをいたしました身体障害者保護費国庫負担金及び補助金の精算にともない、国庫支出金の返還が生じたことから、その償還金1,217万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。また、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険制度の改正にとも

ないます介護保険事業特別会計の予算補正によりまして、繰出金44万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページでございます。第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費でございます。18年度に予定をしておりました電話会社の通信ケーブルの支障移転が、仮設駅舎の位置等を検討するなかで、今年度に移転する必要が生じたことから、その移転補償費2,110万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款予備費につきましては、今後必要となります補正等の財源を考慮いたしまして、今回の予算補正から生じた財源6,821万4,000円を留保させていただくことといたしております。

それでは予算書の4ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表地方債補正でございます。歳入の町債のところでご説明申し上げましたとおり、それぞれ発行可能額の確定にともない、所要の限度額の変更をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政課長 以上で、平成17年度の斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであるという事を、あらかじめご承知をいただいて、質疑をお受けすることといたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(4)議案54号、史跡中宮寺跡の用地の取得についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、史跡中宮寺跡の用地の取得についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

次のページをご覧くださいと思います。今回取得いたしますのは、所在地は斑鳩町法隆寺東2丁目416番、他9筆、地積が9,762平方メートル、取得価格が3億2,556万4,403円、契約の相手方、宗教法人、中宮寺代表役員、日野西光尊他4名という事でございます。3枚目に資料といたしまして、取得用地の単価、価格、面積の一覧表、並びにその裏面に予定地の図面を添付しておりますのでご覧くださいと思います。今回の内容につきましては、前回、8月23日の委員会でご報告いたしましたとおりでございます、変わりはございません。よろしくご審査の上、ご議決賜りますようよろしく願いいたしたいと思っております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

( 質疑なし )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(5)議案第56号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、(6)議案第57号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、(7)議案第58号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についての3議案につきましては、市町村合併により大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村が廃され、平成18年1月1日から宇陀市となることによる規約等の変更議案であり、議案第56号から議案第58号までを一括議題として説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議案第56号から議案第58号については一括議題と致します。3議案について一括して理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長

それでは付託議案の(5)から(7)、議案第56号、議案第57号、議案第58号につきまして、ご説明申し上げます。ご説明の前に

議案書、3つの議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案第56号～58号 議案書朗読 )

総務課長 この3つの議案につきましては、委員長も申されましたように、平成17年12月31日付で、合併により、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村が廃され、その区域をもって、宇陀市として平成18年1月1日から設置されることから、議案第56号から58号に上げております、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合、及び奈良県市町村職員退職手当組合の3つの一部事務組合におきまして、その組合を組織する地方公共団体の数が3町1村が廃止され、新たに1市が追加となりますことから、組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びに、この合併により、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合におきましては、それぞれの組合規約の中で、組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び別表第2の改正も行うことから、それぞれの組合における規約変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、3つの議案の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案通り、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
各議案ごとにお諮り致します。議案第56号については、当委員会

として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第56号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号についてお諮り致します。

議案第57号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第57号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました

続いて、議案第58号についてお諮り致します。

議案第58号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第58号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。理事者の報告を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。まず、史跡藤ノ木古墳の整備に関することについてご報告申し上げます。史跡藤ノ木古墳の整備に

関しましては、現在、基本設計書作成業務に着手したところであり、今日までの検討委員会でいただきました意見を参考に、約2ヶ月間の期間をかけて、取りまとめを行ってまいりたいと考えております。また、同整備にかかります、ガイダンス施設について、一定の方向性がかたまりましたので、ご報告申し上げます。ガイダンス施設につきましては、前々回の当委員会におきまして、公共施設の再利用を含め、検討してまいりたいと報告申し上げます。このほど、法務局斑鳩出張所跡地につきまして、当町に払い下げの協議がまとまりました事から、本施設を再利用するものでございます。本施設は藤ノ木古墳の出土品を中心に展示するとともに、斑鳩町の文化財の拠点施設として再利用を図りたいと考えております。また、駐車場及び展示物の収蔵庫、事務所等につきましては、既存跡地及び建物では、スペースが取れないと思われるため、東側の土地を含めて買収し、一体として整備しようとするものでございます。よって、ガイダンス施設を含めた設計の概要がまとまり次第、委員会にご報告申し上げますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関するご報告とさせていただきます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備に関することについてご報告申し上げます。史跡中宮寺跡の整備に関することにつきましては、先ほどの付託案件（4）議案第54号、史跡中宮寺跡の用地の取得について、ご報告申し上げたとおりでございます。

非常に簡単ではございますが、これで、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 今の報告の中でね、交渉の関係ですね。話がついたように言われているし、その後の事業については、藤ノ木などの関係の資料展示室的

奈ものに使うというように、説明あったように思うんですけど、その場合に、例えばホールの資料室、藤ノ木の展示品、当然こちらに移されるのかなという風に思うんですけど、その事でホールのあの部屋の活用の方法とか、さらに、おとついでですか、質疑、意見が出てたように思うんですけども、例えば民族資料館ですね、資料室。各小学校の中にあります、ああいうものも、スペースが許すんなら、こちらへ一緒に集めてきた方が、より一般に共する事ができるのと違うかな、そして、他の人にも見てもらえるのと違うかなと、という風にも思う、その辺の考え方っていうのはどうなんでしょうかね。

教育長

この展示場ができますと、いかるがホールの、今、展示しておりますものは、こちらの方に持ってきて、そして、一括して展示したいという風に思っています。ホールの後の利用については、これからまた振興財団と十分協議をして参りたいと考えております。それから、民族資料の、こちらへの展示でございますが、これもまた、展示スペースの関係もございますので、その辺も十分、研究をしたいと思っておりますが、ただ、民族資料室を、建設にあたって、国庫補助はいただいているようでございますので、その辺の補助金の制限というのもございますので、その辺のどこ、十分検討する必要があるだろうという風に考えております。

委員長

他にございませんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け了承したということで終わります。  
次に、各課の報告事項について（１）平成１７年度人事院勧告について、理事者の報告を求めます。

総務課長

それでは各課報告事項の１つ目、平成１７年度人事院勧告についてでございます。去る８月１５日、平成１７年度の国家公務員一般職の給与改定について、人事院総裁より内閣総理大臣へ勧告されました。

その内容について、お手もとの資料1、給与勧告の骨子といたしまして付けさせていただきますので、そちらの方をご覧いただきたいと存じます。

近年の公務員給与は民間企業の厳しい経営環境を反映して、平成11年以降5年連続で賞与の年間支給月数が対前年度比でマイナスとなり、平成14年以降、2年連続で月例の給与の引き下げともなりました。昨年は景気の回復傾向を背景といたしまして、月例給、特別給ともに前年の水準が維持されてきたところであります。本年も民間企業の給与等の実態を踏まえ、人事院では官民の給与の比較を行ったところ、公務員の給与水準を昨年より若干増加しており、公務員の月例給が民間を0.36%上回っていることが明らかになりました。

今日まで公務員給与は毎年4月の官民給与の比較を行ない、民間給与との均衡を図るものとしてきた経緯があり、人事院におかれては給与を取り巻く諸事情を十分考慮された結果、民間準拠の考え方に則り、一昨年と同様に、基本給の引き下げ勧告が行なわれるとともに、扶養手当の引き下げ等により公務員の給与を民間水準まで引き下げることとされました。

一方、特別給であります賞与につきましては、昨年冬からの民間企業における特別給の好調な支給状況を反映いたしまして、民間の支給割合が公務員の年間支給月数を上回ることとなったことから、昨年1年間の民間の支給割合に見合うよう、0.05月分引き上げることとされております。

これらにより、国家公務員の平均年間給与は4,000円、0.1%減額すると言われております。具体的には、資料の一番初めにありますように、本年の給与勧告のポイントのひとつ目といたしまして、官民給与の較差による給与改定であります。本年の給与勧告のポイントといたしまして、1つ目が平均年間給与は減額、行政職（一）平均マイナス4,000円、マイナス0.1%と表示されております。具体的には、その下の①の官民給与の逆較差（マイナス0.36%）を解消するため、2年ぶりに月例給の引き下げ改定、俸給表の引き下げ改

定及び、配偶者に係る扶養手当の引き下げ。これにつきましては、月額13,500円から13,000円に500円の引き下げとなっております。

次に、②期末・勤勉手当（ボーナス）の引き上げ（0.05月分）であります。この資料の2ページ目をご覧くださいと思います。上の方でございます。期末・勤勉手当等（ボーナス）と書かれたところがございますが、この表でございますが、一般の職員の支給月数であります。国家公務員における、本年度いわゆる平成17年度の期末手当は6月期で1.4月、12月期で1.6月で変わりはありません。勤勉手当につきましては、6月期は0.7月と変わりなく、12月期で0.75月とされ、0.05月引き上げられております。また、来年度、いわゆる18年度では、期末手当は6月期は1.4月、12月期は1.6月と変わりませんが、勤勉手当につきましては6月期は0.725月、12月期は0.725月となり、本年度の人勧で増えた分を6月期、12月期でそれぞれ按分して引き上げを行なわれております。期末手当の年間支給率はこれにより3.0月分、これは変わりありませんが、勤勉手当の年間支給率は1.45月とされております。それから、表の下でございますが、これらの実施時期でございます。本年の4月からこの改定の実施日の前日までの期間に掛かる官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本として、12月期の期末手当で調整されることとなっております。すなわち、年間給与での実質的な均衡を図るために、遡及部分については12月期の期末手当で調整されることとなっております。

なお、この調整方法につきましてはの較差率等の具体的な方法は、今現在、国の方から全く示されておらず、この秋の国家公務員の給与改正法案の上程後に明らかになってくるものと思われま。

今申し上げました人事院勧告の官民較差による給与改定が実施されますと国家公務員におけます平均年間給与はマイナス4,000円、月例給と期末手当を合わせてマイナス0.1%の減少となる見込みであります。なお、この年間平均給与のマイナス4,000円はあくま

でも人事院勧告のみの、国家公務員の減少額でありまして、定期昇給分等は含まれておらないという事でございます。

以上が、国家公務員の人事院勧告に係ります本年の官民の給与較差による給与改定の概要であります。また、この給与改定等の考え方につきましては、資料1ページの中ほど、給与改定の内容、考え方以下に掲げられておりますので説明は省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、1枚目の表題に戻っていただきまして、ポイントの2つ目あります給与構造の抜本的な改革を実施（昭和32年以来約50年ぶりの改革）としまして、給与構造の改革であります。本年の人事院勧告ではこの事の勧告をされております。この関係につきましては3ページからでございます。3ページの1、給与構造の改革の基本的な考え方ではありますが、ここでは改革の骨子を掲げており、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務や職責や勤務実績に応じた適切な給与の確保をしていく必要があるとされ、ひとつには、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の引き下げを行ない、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための手当を支給。2つ目としまして、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換、3つ目としまして、勤務実績をより的確に反映し得るよう昇給制度、勤勉手当制度を整備、4つ目としまして、スペシャリストのスタッフ職としての処遇や、在職期間の長期化に対応した複線型人事管理の導入に向けた環境整備と、基本的な考え方をされております。

その方法としましては、2、改革すべき事項以下に、具体的に見直しの方法が述べられておりますが、当町に関連してくるだろうとされる部分のみをご説明申し上げますと、まず、改革すべき事項の1つ目、（1）俸給表及び俸給制度の見直しのところでありますが、国家公務員の行政職俸給表（一）の水準。国家公務員の行政職俸給表（一）を現在、当町の給与条例の中で適応いたしておりますが、この行政職俸給表（一）の水準を全体として、平均4.8%の引き下げ、また引き

下げに際しては若手の係員層については引き下げを行わず、中高年齢層については4.8%以上に7%引き下げると、平均4.8%に2.2%上乗せをしまして、7%の引き下げをすることにより、民間給与の給与水準が高齢者になるほど給与のベースアップが小さくなるという特徴があることから、これに合わせるべく公務員の給与カーブをフラット化しようとするものであります。次に、当町の関連といたしまして、(2)地域手当の創設であります。民間賃金の地域格差が適切に反映されるよう現行の調整手当を廃止して、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当を支給されるものであります。支給率につきましては最高18%から3%までの6区分でございまして、斑鳩町に勤務する国家公務員は支給割合が3%の支給地域に属するとされております。なお、今申し上げました事につきましては、この資料には書いておりませんが、斑鳩町で勤務する国家公務員は3%という風にされているところであります。参考までに奈良県内の地域手当の新設状況でございますが、天理市に勤務する国家公務員では12%、奈良市、大和郡山市では10%、生駒市、大和高田市、橿原市では6%、桜井市、香芝市、斑鳩町、王寺町では3%となっているところであります。また、この支給地域及び支給割合は賃金構造基本統計調査による賃金指数を用いた指定水準を基本として国の方で決定されているところであります。あと、当町に関連いたします改革でございますが、4ページの中ほど、(3)勤務実績の給与への反映であります。この項目のア、勤務実績に基づく昇給制度の導入、イ、勤勉手当への実績反映の拡大、ウ、昇格基準の見直し等につきましては職員の勤務実績が適切に反映される昇給制度の導入に係ります見直し内容でございます。

以上が、給与構造の改革が行なわれました場合に当町に関連する部分の説明でございます。これらの実施につきましては5ページでございますが、3実施スケジュールにありますように、基本的には平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に、今申し上げました事項が実施されていくということ、また、導入されていくものでござ

いまして、具体的な実施等の方法については現段階ではまだ、示されてはおらないところでございます。

そこで、当町の人事院勧告に対する考え方でございますが、この勧告の内容につきましては財政健全化検討住民会議に、既に今申しあげました内容の資料も提供とご説明を申しあげており、人件費の抑制等について、ご審議、ご検討をいただいている最中でございます。

また、人件費につきましては10月に予定されております財政健全化検討住民会議の中間答申に盛り込まれるということも聞いております事から、その答申内容を受けまして対応方を検討してまいりたいと考えているところでございます。一定の方針が纏まりましたならば、総務常任委員会にもご相談申しあげ、また職員労働組合にも理解を得ていく中、当町職員の給与条例の改正を行なってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、特別職の報酬改定等につきましては財政健全化検討住民会議で一定の答申を得ましたならば、その内容により特別職報酬審議会の設置等も考えていかなければならないと考えているところでございます。

以上が、平成17年度人事院勧告の概要と現段階での町の対応についてであります。よろしくをお願いを申し上げます。以上で報告を終わります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 この1ページに、官民給与の較差の関係、8,300の民間事業所で35万人の個人別給与の実態を調査をしたと、その結果に基づく関係でなっているんですが、奈良県でこの調査の対象になったような事業所というのはありますか。

総務課長 届いている資料の中では、その事業所がどこが対象になったかというのとは分かりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

松田委員

問題はね、この人事院勧告は全国を対象にして、そしてここで言うように、事業所の関係も一定の基準をはめて、調査してトータル出しただけですよ。だから、必ずしも人事院勧告そのものを、それぞれ地方の特定の箇所に適応しているということについては、問題がある訳ですよ。だから、それは高いか、安いんかということも色々出てくると思うんですけど。

例えば、かつて斑鳩町の場合に、私は民間賃金との関係を聞いたときに、むしろ民間賃金より下がっているという答弁を受けたことがあるんですよ。97.何%か、なっていると。そういう事からいきますと、今回の関係、この人事院勧告に準じた、例えば、処置をした場合に、現在でも低いのにそれよりまだ更に低くなると、いう関係になって、必ずしも踏襲は、この勧告で言っている面から見ると、その必要はなくなってくるのではないんかなという風に思われるんです。こういう面について、一概に、勧告が出たからという事で、それに準拠するという事にはなるまいなという風に思うんですが、そういう事で、先ほど、構造改革、賃金の改定をしていく焦点である、斑鳩で決定をした場合ということで、主として、2点、言っているんでしょうかね。俸給表の見直しの関係と調整手当を変えての地域手当という風に変えている関係、あとの関係について、ボーナス関係についてはこれについては別の関係ですから、低くなっても、高くなっても率として変わりませんから、いいんだという風に思いますけどね、問題は、町が恐らく早ければ12月ぐらいに、するとした場合には条例が提起される事になるのかなという風には推察をするんですが、その場合には、いわゆる俸給表の見直しで、4.8%の引き下げというところに目が向けられるという風に言われているんですが、どうなってくるかによって、公務員に準ずると言う場合には、あまり俸給表というのは変わった俸給表というのは作りにくいと思うんですよ。そのために一律に4.8%下げてきたらどうなるのかなという風にも思いますし、

この辺は、もう少し検討する必要があるのと違うかなという風に思うんです。必ずしもこの民間賃金の関係をベースにして全国的な平均ベースの関係を当てはめて、斑鳩町で考えていくと、適合していくと言うことについては、些か問題が残ってくるんじゃないかなという気がするんです。このような要点は十分検討してもらって結構だと思います。ただ、今度の勧告の中での特徴というのは、6段階を設けた地域手当の創設だという風に思うんです。この関係で斑鳩町も従来からずっと処置をしてきた調整手当、今度は廃止をしますとっているんですが、結局地域手当として、しかも先ほどの説明を聞きますと、該当としては6段階に区分したうちの3%、分類に入っているということになりますと、結果的に調整手当というのを地域手当に読み替えるということに終わってしまうんだと思うんです。ここで、結局は今まで答弁をしてきて、調整手当廃止しますと言っている年次の関係と、地域手当が構成されていく年次の関係、率の関係、一緒ですから、そうすると、結局は読み替えだけに終わるという関係だなという風に思うんですが、そういう風に理解をしていいのかどうか、言うように思われるんです。この辺は従来の実質減額するという関係、廃止をするという関係と、名目を替えるというだけで終わってしまう。この面は恐らく人事院勧告に従って、準拠した取り扱いしていくんだと思うんです。そういう事になるんじゃないのかなと感じているんです。それについてどういう風に思われるか。是非とも、今後の資料の関係として、今日まで人事院勧告に準拠してということで、斑鳩町も給与の改定を行って来ていますよね。近年の関係を見ますと、みな、減額措置になってきていると思うんです。従って、人事院勧告に準拠して斑鳩町の職員が、どの年次で切るかということがあると思うんですが、過去、どの程度減額してきたのか、いう関係を知りたいと思うんです。どのくらい下がってきているのか。今日までの関係では、手当とか、何とかという関係で処理をされてきていて、基本給に手をつけようというのは、今回が初めてではないのかも分かりませんが、今までは手当にだけ重点をおいてきた。ところが、今回は基本給その

ものについても手をつけようとしている、ということが大きな差だと思っ  
うんです。そういう意味から、どれだけ減額されてきたのか、とい  
うこと。そして、定期昇給は現存としてそのままきていますから、減  
額だけ強調されていますが、定期昇給と差し引きするとどう変わっ  
てきたのか、いう関係などの分布が出せたら、そういう資料を出してほ  
しいという風に思いますし、今ひとつは、給料を下げっていく、定期昇  
給を上げていく、ところが、我々も一緒なんです、斑鳩町の職員が  
公共料金あるいは保険料、その他の関係について、天引きされる関係  
もずっと増えてきていますよね。この関係から見ると、一体、給料は  
どうなってきたのか、いう関係などの分析というものが私は必要  
だと思っうんです。そういう面がこの面では、あまり国家公務員の関係  
については出ていません。ただ、そういう面について明らかに出来る  
ような資料というのは作れないものかどうかなというように思っ  
うんです。それともうひとつ、今回、斑鳩町全面的に適用できると思っ  
ませんけども、人事院が勧告をしている給与のあり方に意図するものと言  
うのは、いわゆる、従来の終身雇用制度と、終身雇用制度に伴う賃金  
のベアのあり方、と言う関係を抜本的に変えようとしている、ある意  
味では。いわゆる勤務成績本位、能率主義、勤務性主義という形にな  
ってきているという風に思っうんです。そういう意味で昇給の関係など  
について、非常に評価の関係を、勤務評定を厳格にしていこうとい  
うことになっていると思っうんです。そういう意味について斑鳩町なども  
そういう風な考え方に立つのかどうか、ということをおおおうと思っ  
うんです。この辺についての考え方と言うのが、どうなってくるん  
だろうかとこの風に思っいます。

もうひとつは、最後の関係になるんですけれども、給与の改定、報  
酬等の関係を合わせて、町はどうもその基本を住民検討会議に委ね  
るという風な考え方を持っているようでありますが、私は職員給与の  
関係なんていうのは住民検討会議の課題というか、そこで検討して、  
どうこうしなさいという風なものではないという風に思っうんです。そ  
ういう資格は全然ないと。人件費を減らすについてどうした、こうした

という関係はあるとしても、人事院勧告に準拠してきた関係の、今後の斑鳩町職員の給与のあり方を住民検討会議に委ねて、そこで審議をしてもらうんだということになりますと、色んな関係で、今条例がありますけども、差し障りのある、問題が出てくるという風に思いますので、その辺についてはあまり納得が出来るご説明ではなかったように思うんですが、その辺についてどうお考えになっているのか。住民検討会議で職員の給与にまで関与をして、処置をしていくという風に権限を持たしているという風に考えておいでになるのかどうか、大事な事だと思いますし、この辺についてはちょっと聞かせておいてほしい、こういう風に思うんです。以上です。

総務課長

奈良県においては民間賃金より下回っていると、過去に聞いた事があるということで、人事院勧告はどうかということですが、本来、斑鳩町の職員給与の改定につきましては国家公務員の給与改定に準じて行なっておりますが、その中で奈良県の人事委員会が10月後半頃に県の人事委員会として県内での調査を含めた給与勧告をされております。そういった勧告も秋には出るわけではございますが、その勧告も常に見ております中で、ほとんど国の勧告内容と変わっていないということもございまして、現在では国の人事院勧告準拠で当町の給与条例の改正してきている経緯がございます。

俸給表の引き下げでございしますが、この給与勧告の給与構造の改革の中ででしておりますのは、平均4.8%ですが、若手の職員については引き下げを行わず、逆に中高年齢層、要するに給料の高いところにいる職員については4.8%以上の7%までの枠で給与の引き下げを行なうという、給与のフラット化を狙っているところでございまして、来年度から5年間で行なうと、国の方針でございします。今現在、詳しい情報は全然入っておりませんので、またその情報が入ってまいりました際には、当町としての検討も考えていきたいと考えております。調整手当、地域手当3%でございします。

調整手当がなくなって地域手当3%になったら置き換えではないか

ということですが、国準拠となりますと地域手当3%を行なう訳ですが、これにつきましても今の情報では5年間で地域手当を3%に引き上げていくという情報が入っております。即ち斑鳩町は、国家公務員でありますと調整手当は不支給地域でございますので、ゼロから地域手当3%に増えるという中で、段階的に増えていくものと考えておきまして、町も、地域手当が創設されますとそれに準拠していくことになるのではないかなと考えているところであります。

それから、過去の減額の内容、定昇も含めて資料提供ということですが、資料を作成して、当町の給与条例の改正の過去の減額状況、定期昇給はどれぐらい上がったのかということにつきまして、資料を作成してまいりたいと思います。

終身雇用制度のベアのあり方ですが、勤務評定の考え方でありますが、当町におきましても勤務評定は既にしておりまして、勤務評定につきまして勤勉手当に反映していくということで、今日まで考えてきておりますが、今回、給与構造改革の中で、給料表等、俸給表等も、がらっと、勤務成績に応じた支給方法、勤務評定に基づいて昇格をさせていくという制度にこの5年間で変わっていきますことから、町といたしましても、この勤務評定につきまして一度見直しを行ってまいり、国に準じた形で、能率給的な給与の支給方法について検討してまいりたいと考えております。

住民検討会議での公務員の給与改定でございますが、こちらにつきましては今現在、お話を申し上げている最中でございますので、どのようになるか分かりませんが、ただ、住民検討会議の中でご審議いただいておりますのは、人件費の削減について検討していただいているように思います。根本的な給与制度の中身まで変えていくというような議論はなかったように思いますので、今後もそういった中で、例えば、地域手当3%つくけども、一時的に人件費削減のために支給をしないとか、そういう風な事で議論をしていただいているものと考えております。以上でございます。

松田委員

結局、人事院が今試行しようとしてきている公務員の賃金のあり方については、民間と同じような感覚に立って変えていこうとしている事は間違いないという風に、私は思うんです。というのは、従来から給与のあり方として公務員は、基本給の関係については年功序列制度の関係で、定期昇給制度をもって、基本給はだんだん上げていくと。そして上がるシステムになっている訳です。手当というのは出来るだけ少なくしてきているという状態が、今度は手当が少なくなってきた。ところが民間賃金の関係については基本給そのものについては出来るだけ低く抑えている。そして手当でカバーをする。その時の業績によってボーナスの関係について見ているというシステムになっている。今回の人事院勧告というのはそういう方向を志向しようとしているということと併せて、先ほど言われていないんですが、終身雇用制度から雇用の制度の関係が大きく変わりつつあるということなんです。現在の関係については、雇用制度の関係が公務員の関係は終身雇用制度になってますけど、民間の関係というのは、パートが増えたり、時間雇用が増えたり、雇用形態がみんな変わってきているという関係が出てきているわけです。これは雇用の制度の問題が変わってきている。雇用と賃金という関係は一体的なことですから。そのこのところを変えずに色々やって行こうとして、公務員の関係については出来るだけ、そういう特別較差出てくる問題だけ民間に変えていこうとしているんですけども、実際に民間のような関係での機動性を持った手当なり、ボーナスの関係について配慮する余地を残しているかということ、ない訳ですよ。だから、そういう面については、多少問題はあるのかなと思うけど、これはひとつの時代の趨勢として賃金のあり方そのものが変遷をしつつある。そういう状況に即行した体制を採りつつあるんだという認識に立たないといかんのじゃないかと私は思うんです。いまひとつ、だから、この関係については公務員全体の関係をしてほしいと言ってますから、斑鳩町で適応できる関係というのが書いている関係のところでは幾つかありますけども、他の関係については適用項目でない部分がある訳です。ただ、先ほどの説明がありました関係につ

いて、調整手当と地域手当の関係なんですよ。僕は課長の言い方というのは詭弁だなという風に思うんですよ。今まで調整手当というのはゼロでしたと、認められていませんでしたと。だから、今度はそれを認めるようになって斑鳩町は3%いただくようになりましたと。だからという風に、この関係を検討する必要があるんだという風に言っている。ということは、現在、認められていなくても、押しなべてみんなに通れば怖くない形で奈良県全体が、上がる所はあるんですが、今度の場合、説明聞くとですね。全部、3%取っているやないかと、規定も何もないのにやってたと。それを今度3%認められたという事で、合理化されたということだけしかなくてないと思うんです。しかもこれは、段階的に実施するようになるんだと言うが、本当にそうなのかと。斑鳩町は、3%を1%なり、0.05%なりにして、そして上げていこうという事を考えているのかというと、僕はそうでもなからうなと思って、そんな姑息なしよまいと。むしろ国も認めてくれたし、準拠するという形からいくなら、いわゆる0.3%というものが合法的地域だと認められたんだから、それに基づいてやっていきますと。そうすると実質的には斑鳩町は変わりませんと。職員の給与についても3%上げませんと、こうなる訳ですよ。だから、この3%を打ち切るかどうかということが、給与の改定と直接関わってくるんですよ。率で見ていると物凄く関わるんですよ。3%をプラスして、そして現在の人事院勧告に準拠して、それにプラス0.3%になったらね、大きいですよ。無い事であったものを無くするんですから、当たり前前の事なんです。そんな大きな規制というのはできるのかという事になると、僕は出来ないと思う。そうすると、今までの手当の関係についての、基本給を減らすという分が減らさないという事でいけば、現状どうりになって、人事院勧告で言う削減という関係については、しなくても、その分で相殺すると。4.何%でいくと、1.何%あるか分からんですけど。そういう事になると思うんですよ。だから、あまり口先だけで辻褄あわせをするような関係を言わずに、実質的な関係から言って、身入りがどうなるのかという事が一番大事なんですから、

職員の上でも。宣伝、PRするためにどういう理由が必要なのかという事と、別の問題だと思うんですよ。そういう意味で言っていきますと、先ほど言われる、取扱いについては、私は合法的な処置で、認められていく関係なら、それでいいと言っている訳で、例えば調整手当でそう言いましたね。だから、今度調整手当、何も無いのに、闇給与的に皆積んでいくというのはけしからんと。もしも、どうしても必要ならば、合理的な理由をつけてくださいと、こう言った訳。今度、合理的な理由がついた訳や。そうしたら、減らすこといらん訳や。それはそのままにして、名前の関係だけ変わりましたが、その当時は予測できなかったから仕方がないじゃないですか。今度はそれで変わってくる。そして、人事院勧告で言う、一定準拠するということから、基本給の全体的な下げというのはあるけど、そうしたら、この人事院勧告との0.3%の差、1.何%の下げに留まるということしていくとすれば、それで順当。ただし、それは一方が手当やないかと、一方は基本給の関係だという言葉が出ますよ。だからそういう関係についてどう調整するかという事があるか分かりませんが、そこら辺は議論はしておいた方がよかろうと思う。私は、どうせい、こうせいと言わないんです。議論としてはなんか出てきますから、十分その辺を注目をしてもらいたい。特に今回9月議会で、人事院勧告の内容が具体的に説明されたということは、次に斑鳩町の関係について、これに準拠した状態で給与条例の改正をしたいということが、布石的にあるんだという立場で、我々は受けとめていくべきであって、単に、勉強させてもらいましたというだけではいかんのと、いう風に思いますから、特にその点について注目し、その事のこれを立証するについて十分に理解できる資料を、ご検討いただいておりますとこういう風にお願ひしておきたいと思ひます。これで終わります。

木澤委員 すいません。松田委員さん心配されてたように、私も、これがそのまま適用されるとどうなんのかなというのは、非常に心配であります。また、遡って不利益を遡及するという事になり兼ねないかなという風

に、合わせて心配をしているんですけれども、また、これは国家公務員の人勤の方針が示されたという事で、今回示していただいておりますので、今後、斑鳩町としてどうしていくのか、というところは、今、松田委員さんおっしゃっていただいように、資料見させていただく中で、また、こちらの方としても意見なり、述べていきたいという風に思いますけれども、3ページ目の、若手の係員層については引下げを行わず、中高齢層について7パーセント引き下げるという風になってますけど、この、中高齢層というのは、具体的に年齢がいくつという風には示されてきてるんですか。

総務課長      ちょっと、今、年齢層というのはございませぬけれども、給料表、国の場合1級から11級までございます、当町は1級から8級でございませぬけれども、その中で、1級、2級、3級が若手層、4級、5級は、平均。それ以上が中高齢層に位置付けられる給料表になるのかなという風に考えております。年齢的にまだそういう資料が来ておりませぬので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

木澤委員      先ほどの説明の中でも一律、これが適用されるかどうか、という事は分からないという風におっしゃっておられましたけれども、以前、先日、斑鳩町の特別職手当の変更についても、職員さんの中でもやる気の問題とか、あと、子どもさんに教育費がかかっている状況なんかもある中で、職員さんのその実態をしっかり調査していただいて、また、組合の方ともしっかり話し合いを行う中で、今後、斑鳩町についてはどうしていくのか、決めていっていただきたいという風に申し上げておきたいと思っております。

委員長          他にございませぬか。

ないようですので、次に、(2)斑鳩町立町民プールの利用状況について、報告を求めます。

生涯学習課長　それでは、斑鳩町立町民プールの利用状況について、ご報告申し上げます。今年度の斑鳩町の町民プールの開設期間中の7月の小中学校の夏休み前の半日授業の期間につきましては、天候が曇りの日が多く、昨年度より利用者の数が少なくなったところでございます。資料2でございます。また、8月につきましても、どんよりとした不安定な天候の日が多かったため、7月の人数が減少した分を取り返す事ができず、昨年の利用者6,699人に対しまして、今年度は5,819人と、880人の減と、大幅に利用者が少なくなったところでございます。また、管理運営につきましては、おかげさまで事故もなく、無事に最終日まで運営できました事を、大変喜んでいるところでございます。非常に簡単ではございますが、これで、今年度の町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長　報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

坂口委員　大人の入場者数、今年度、約1,700人ですね、位来られてるんですけれども、この中で明らかにこの方は見学者であるというような方は、たぶん分かると思いますが、その辺、人数把握しておられるのでしょうか。

生涯学習課長　平成17年度、今年度の見学者の数という事でございますけれども、5,819名のうち、220名の方が見学という事になります。

坂口委員　220名の方、この方は明らかに見学という事なんで、この方も、今までですと、通常の入場料払っておられると思うんですけど、私がよく耳にするのは、見学だけなんで、値段何とかならないか、という声を毎年、この始まる前に聞くんですけれども、明らかに見学者、これだけの人数というのを分かってるわけですから、見学者は見学者なりの入場料を設定できないものかどうかちょっと、毎年、毎年というか、以前にもお伺いした事はあると思うんですが、ちょっとその辺の

お考えお聞きしたいと思います。

教育長

前回の時にそういうような指摘をいただいたと思うんですが、私どもの方はやっぱり子どもの事故防止をしていただくという事で、小学生の場合、保護者については、当分こういう申し上げておきます。そうした中で、私は水入らへんけど、子どもと一緒に来んなんさかいに来てんねん、という方があるわけでございます。私どもといたしましては、共に子どもと一緒に水の中に入って、危険を回避していただくという事が、目的でございますので、これからにおいても、やはり、そうした見学という事じゃなしに、やっぱり子どもと一緒に水の中に入って、子どもを守ってもらうという事が大事ではないかなと思っておりますので、今のところ、見学者に対して無料にするという考え方はいたしておりません。誰も、1人で来られて見学、という方は調査はしておりませんが、行ってる範囲内ではなかったという風に思っています。

坂口委員

今、教育長言われたみたいに、子どもを守るために一緒に入ってくださいという事なんですけれども、お年寄りの方とか、そういう方が子どもの付き添いで来てんねん、という方も結構おられると思うので、その方に中へ入って一緒に、というのもどうかなと思いますし、監視員の方もおられると思いますので、その辺をちょっと。先ほど教育長、無料と言われましたけれども、僕は何も無料という事じゃなしに、多少なりとも割引というか、見学の料金という、別枠で設定していただけたらな、という風に思っておりますので、その辺一つ今後、検討お願いしたいと思います。

松田委員

多少、僕は今言われている、プールの関係などについて、見学者という位置づけをする事に問題があるのと違うかなと思うんです。少なくとも、この、これらの関係について、僕はやっぱり、付添い者だと思えるんです。幼児の関係なり、子どもの関係、全部預かってる関係か

ら見て、斑鳩町で苦い経験がある、という事はプールでやっぱり死亡事故を出してるという事ですよ。そういう事がないように、十分にやっぱり監視体制をとらないかん。だから、それは、その監視員を置くだけではなくて、保護者の関係も十分注意してほしいという事から、やっぱり付添いをしているという関係などは、やっぱりどうしてもお願いしたい、という関係のものがあるんですから、質問者が見学者と言ったさかいに、見学者と言って、同じように答弁してるという事であるとすれば、感覚が僕はどうか。これはむしろ、そうではないという風に思う。そうかと言って、答弁の内容を聞いていますと、やっぱり付添い者の事を言っておいでになるわけですよ。そうすると、やっぱりその事をきちっと位置づけた上でどう判断をすべき、という事を考えていく事が必要だろうと、これは思います。これは、意見です。次には、町民プールの利用状況の関係について、毎回私は指摘をしているつもりなんですけれども、こういう調査報告をされるんですね。これは、どういう事なんじゃろうと。今年は利用者が減りましたと言われてるんですが、この関係を見る限りは減ったんか、増えたんか、分からんわけですよ。延べ人数と延べ入場料の関係は分かるんですけど、問題はですね、やっぱり、費用対効果の関係はどうなっているのか、という関係について、やっぱり絶えず分析をしながら、どう改善をしていくべきか、という視点がないといかんと思うんです。この間、この調査の関係は全くない。利用した状況だけを言う。そして、それは天気模様によってこうなりました、だいぶ減ってきてますけれども、17年はこうです、改善するものは何もない。というような調査の結果の報告、何のためにこの委員会で必要としようと思ってるのかと。ただ、形式的にこういう事の、数字を委員会で言ったら事足りるという考え方そのものが、僕はマンネリ化してる、これは何回も指摘してる。ところが改められない。日々の関係を見るという関係について、本当に必要なのかというと、これは天候の状態というのは左右する、だからそれだけでもいいわけですよ。問題はやっぱり、どう運用をされていくか、という事が必要だと思う。そして、こういう

関係だけを言うとしたら、もう一つ関係があるとしたら、学校プールの関係ですね。学校プールのこの17年度は一体どうなっているのか。やっぱり、いわゆる、学校の管理の関係から色々難しくなって、このプールの関係も、学校の先生の都合もある、どうとかなって、使用回数が減ってるという事になるのか、どうなのか、という事も色々関係すると思うんですよね。だから、学校プールと町民プールの関係については、一体どうなっているのか、というような関係の分析なども、たまには試してみても、そして費用対効果、そして健康増進、というような関係について、もう少し実のある対応をしてほしいというように思うんですけどね、これでは全く従来と変わってないやないか。だから、その件についても十分にやっぱり配慮をしてほしい、そうしないとうこういう事は意味がない、報告してもね、という風に思いますので、その点について、十分検討してもらえるのかどうかという事を聞いておきたいと思うんです。

教育長 おっしゃっていただいているように、十分、こういった資料の提出について、以前からもご意見いただいて、改正されてないという事で大変申し訳なく思っております。この表の取扱いにつきましては、次回に提出させていただきます時に、ただ今いただきました意見を十分踏まえまして、提出し、また、状況分析をする中で、ご報告させていただきたいと思っております。

委員長 他に、理事者側から報告はありませんか。

( な し )

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承したということで終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、意見等があればお受けいたします。

( な し )

委員長

その他についてもこれをもって終了します。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きを取っていただけるよう、お取り計らいをお願い致します。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
(午前10時24分 閉会)